

Kisela Kawanishi

## 「川西市中央北地区整備事業]

平成 26 年 1 月 15 日発行

第 37 号

川 西 市 中 央 北 整 備 部 TEL 072-740-1214

## 新年のごあいさつ



川西市長 大塩民生

権利者、関係者の皆様、新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては輝かしい新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

また、平素より、中央北地区整備事業の推進にあたり格別のご理解とご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

中央北地区特定土地区画整理事業につきましては、平成22年7月に都市計画の決定、平成23年3月には事業計画決定の公告を行い、平成31年度末の事業完了を目指して鋭意事業を進めてきたところです。

そして、一昨年末には念願の仮換地指定を行い、昨年3月には環境にやさしいまちづくりを進めるため、中央北地区低炭素まちづくり計画を策定し、同年4月には中央北地区の愛称が「キセラ川西」に決まり、昨年暮れからの本格的な工事開始を迎えるに至ったところでございます。これもひとえに権利者の皆様方の熱意とご協力の賜物と厚くお礼申し上げます。

今後は、道路や公園等の公共施設の整備、宅地造成、建物の移転、インフラ等の整備工

事が目白押しで、事業の進捗が一層目に見えてくることから、市民の 注目度も一段と高まって来るものと思います。本市といたしましても、 「キセラ川西」のまちづくりを市の中核的・戦略的な事業に位置付け、 皆様の笑顔と元気があふれる新しいまちを実現するため、最後まで全 力で取り組む決意でありますので、尚一層のご理解、ご支援を賜りま すようよろしくお願い申しあげます。

最後に皆様にとりまして、この1年が幸多く、実り豊かな飛躍の年 となりますよう心からお祈り申しあげ、ご挨拶とさせていただきます。



## 土地区画整理審議会について

### 第6回土地区画整理審議会を開催しました!

平成25年12月25日(水)に、第6回阪神間都市計画 事業中央北地区特定土地区画整理審議会を開催しました。

内容につきましては「仮換地指定の変更」「保留地の変更」 及び「仮換地の軽微な変更」について審議いただき、議論の 結果、全ての議題で異議がない旨、諮問、同意をいただきま した。また、その他といたしまして、工事の進捗状況につい て、第2号水路の対応について、それぞれ報告いたしました。



土地区画整理審議会の役割としましては、土地区画整理法第56条第3項により、換地計画、仮換地の指定及び保留地の決定に関する事項について権限を行うこととされております。この権限を大別しますと、「同意を必要とする事項」と、「意見を求める必要がある事項」があり、さらには、昨年12月の審議会で同意をいただいた「仮換地指定の軽微な変更」に基づき変更したものを報告することになっています。

今回の議題の、「保留地の変更」については、法第96条3項に基づき、「同意を必要とする事項」として、「仮換地指定の変更」については、法第88条6項及び法第98条3項に基づき、「意見を求める必要がある事項」として審議したものであります。

なお、「仮換地指定の軽微な変更」については、「報告事項」としていますが、その内容は、以下に掲げるものを原因とするものとしており、今回の変更は、主に、従前の宅地の分割又は合併、権利の移動などによるものです。

#### 仮換地指定の軽微な変更とは

<sup>1</sup> 換地設計の軽微な変更として、土地区画整理事業施行者限りで処理することができる 旨の審議会の同意を平成 24 年 12 月 20 日付けで得たもののうち、次に掲げるものを原因 とするもの

#### 【換地設計の軽微な変更の内容】

下記に掲げる各号のいずれかに該当し、換地の実質を変更しないもの

- ① 従前の宅地の地番、地目又は地積の変更
- ② 従前の宅地の分割又は合併
- ③ 新たな借地権等の登記又は申告によるもので、その借地権等の存する宅地又はその部分が一筆の全部又は地主自用地の全部のもの
- ④ 借地権等の消滅
- ⑤ 「換地変更願」による換地の変更で、その内容が願出どおりのものであり、 かつ、変更の範囲が極めて小範囲であって他の換地に影響を及ぼさないもの
- 2 仮換地指定等調書及び添付図並びに仮換地指定通知の明らかな記載の誤りを訂正す るもの

## 注意事項!



「キセラ川西ニュース」では、毎号、最後のページに「権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を」と記載させていただいています。土地の分筆や土地の売買については、土地区画整理事業による制限はなく、施行者(川西市)に報告があったものについては、今回の場合のように、「軽微な変更」として取り扱い、適宜、土地区画整理審議会で審議させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## 中央北歴史コラムーちょっとふるさと自慢(18)-

NHKの大河ドラマ「 軍師 官兵衛 」がはじまりました。時代は戦国時代末期、天文3年(1534年)織田信長誕生、天文6年(1537年)豊臣秀吉誕生、天文11年(1542年)徳川家康誕生に続く、天文15年(1546年)播磨国姫路城主の嫡男として、主人公の黒田官兵衛(幼名:万吉)が誕生し、天下統一の流転の物語が演じられます。わがふるさとはその重要な舞台となりますが、その時代を「川西史話」の熱語な光生の執筆から振り返ってみます。

天文 18 年(1549 年) 4 月 26 日、「管領多田に下向す」というビッグニュースが飛び込みます。摂津の守護であり、管領(将軍を補佐して幕政を統轄)として、形としては室町幕府の最高の実力者であった細川晴元が、この日多田の塩川城に入りました。晴元は長い中世を通じて、多田を訪れた最大の大物武将だといえます(のちに織田信長が多田で鷹狩りおこなっています)。細川氏は足利氏の一族で、源氏の遠縁にあたり源氏の先祖 '多田満仲'の蘭 所に参拝したという悠長な時代ではなく、管領晴元には昔の勢威はありませんでした。下克上の時代、晴元の家臣の摂津や丹波、それに山城の武将たちが裏切りはじめ、もはや京都で平穏に政権を担当していくことができなくなっていたのです。

ところが摂津西部の武将、池田・瓦林・有馬などの諸氏が晴元を裏切っていた中で、塩川国満・伊 丹の国興の二人だけが依然として晴元を支持していたのです。そこで晴元は取り敢えず塩川氏のもと に身を寄せて反対派と対決しようとしたのです。反対派の中心は越水城(西宮市)に拠る三好長慶で、 長慶派との対決が不可避のところまできていました。

わがふるさと周辺の戦国動乱の形勢は、川西市では多田の 域域 (塩川城、山下城) にいた塩川氏が、周辺では池田市の池田氏、伊丹市の伊丹氏が、文字どおり鼎立した勢力として競い合っていました。塩川氏は鎌倉時代から多田院御家人の筆頭格としてぬきんでた存在で、戦国時代には守護細川氏の家来となって多田荘随一の勢力にのしてきました。池田氏は南北朝時代からその行動が顕著となり、守護細川氏の家来となって荘園侵略をさかんにおこない、五月山に城を構え、山麓には豪華な屋敷を設けていました。川西市域の南部は池田氏の勢力下にありました。一方、伊丹氏はまた、鎌倉時代後期から史上にその活躍があらわれはじめ、室町時代にはやはり守護細川氏の家来となって勢力を伸ばしました。現在のJR伊丹駅のところに天守閣をもった城を築いていました。この三氏のほかにもなお多田院御家人など大小の土豪がいたはずですが、記録上つまびらかではありません。

細川氏も細川氏を支持していた三好氏も分裂し家督争いと京都政権をめぐる混沌とした攻防が、多田が出撃基地となったり、西国街道沿いを舞台に繰りひろげられました。そして織田信長の政権確立から、池田氏の家臣であった荒木村重の登場・謀反などで大きく揺れ動き、秀吉政権のもと塩川氏、伊丹氏、池田氏は没落していきます。軍師官兵衛の読み、調略、交渉展開の舞台でもあります。

参考:「川西史話」川西市史編集室(昭和56年11月1日発行:川西市役所)

### 中央北整備部からのお知らせ

## 第2回中央公園ワークショップを開催します!

前号でもお伝えしましたように、現在、整備予定の中央公園について、計画づくりから整備後の運営・活用方法などに至るまでを皆さんと一緒に検討していくための「ワークショップ」を開催しています。第1回目ワークショップは、昨年12月15日(日)に行いましたが、その第2回目を以下の日程で開催します。

日時:平成26年2月2日(日)13:30~ 場所:市役所2階202会議室

第2回ワークショップでは、第1回目で 出た色々な意見をもとに、公園イメージの 方向性について話し合い、定めていきたい と思います。

そのワークショップの様子やその内容については、次号のキセラ川西ニュースで報告いたします。





# 第91回 川西市中央北地区まちづくり協議会 計画検討委員会 の開催お知らせ(どなたでも参加できます)

日時: 平成 26 年 2 月 4 日 (火) 17:30~ 場所: 市役所 2 階 2 0 2 会議室

建築物の建築などを行う場合、土地区画整理法第76条許可申請・地区計 画の届出が必要です。

登記されていない借地権がある方、権利者が死亡され名義変更されていない方の申告等を引き続き受け付けています!

権利の移動があった場合や、住所氏名の変更があった場合はご連絡を

上記の申告等や「阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業」について質問などがございましたらご連絡ください。

### 川西市 中央北整備部 中央北推進室 地区推進課

TEL: 072-740-1214 FAX:072-740-1330 日時: 午前9時~午後5時半 (ただし、土曜・日曜・祝日は除きます)

HP: http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/machi/cyuoukitaseibi/index.html